

「国旗の損壊等の処罰に関する法律」の成立に抗議する会長声明

1 法律の概要

2026年7月17日、「国旗の損壊等の処罰に関する法律」が成立しました。

この法律は、「国旗を大切に思う国民感情」を保護するものとされ、「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法」で公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者を、2年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処するものです（以下、損壊、除去及び汚損をまとめて「損壊等」といいます。）。

2 思想良心の自由（憲法第19条）が侵害されるおそれ

国旗を大切に思っている人は、もちろんいらっしゃるでしょう。しかし、その一方で、国旗に関心がない人や、国旗に対して複雑な感情を持っている人もいらっしゃるでしょう。国旗に対してどのような感情を持つかは、その人の自由です。それにもかかわらず、国旗を大切に思う感情を刑罰で保護する法律を作ってしまうと、それはつまりは、国旗を大切に思う感情を持つよう国家によって強制されるに等しくなります。これは、思想良心の自由（憲法第19条）に対する侵害につながらないでしょうか。

3 表現の自由（憲法第21条）が侵害されるおそれ

他人が所有する国旗に対して損壊等を行った場合、3年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金若しくは科料に処せられます（器物損壊等罪、刑法第261条）。国旗の損壊等の処罰に関する法律の罰則は、刑法より軽いので、同法は、主に、自分が所有する国旗の損壊等を処罰の対象とすることになります。

時には、国に対する風刺や抗議の意味合いを込めて、自分が所有する国旗を損壊等することがあるかもしれません。自分の物を利用・処分するのは本来自由ですし、また、自分が所有する国旗を損壊等してもさして他人に迷惑が掛かるわけでもないと思われるのに、刑罰まで課せられるというのは行き過ぎです。この法律が成立したことで、自分の国旗を用いて様々な表現を行いたい国民は、罰せられるのを恐れて、そのような表現を控えざるを得なくなりますが、これは表現の自由（憲法第21条）に対する侵害につながらないでしょうか。

4 罪刑法定主義（憲法第31条）に反しているおそれ

刑罰を科すには、どのような行為が処罰の対象となるかが法律で明確に定められ

ていなければなりません。罪刑法定主義（憲法第31条）から導かれる内容です。

「著しく不快又は嫌悪」という感情は、人それぞれに異なるものです。それなのに、この法律は、そのような内心の感情を犯罪の成立要件に加えている結果、抽象的で不明確な内容になってしまっています。そのような内容では、どのような行為が処罰の対象となるかが明確に定められているとはいえず、罪刑法定主義（憲法第31条）に反しているといえるのではないのでしょうか。

5 法律を作る必要がない

社会に必要な法律を作ることには賛成します。しかし、今の社会で、国旗の損壊等が問題になっているわけではなく、被害が生じているわけでもありません。今、この法律を成立させる必要が一体どこにあったのでしょうか。

6 まとめ

以上の疑問がありますので、当会は、この法律が成立してしまったことに対し、強く抗議します。この法律について考えるきっかけになればと思い、本声明を发出いたしました。

2026年8月6日

高知弁護士会

会長 稲垣 健吾